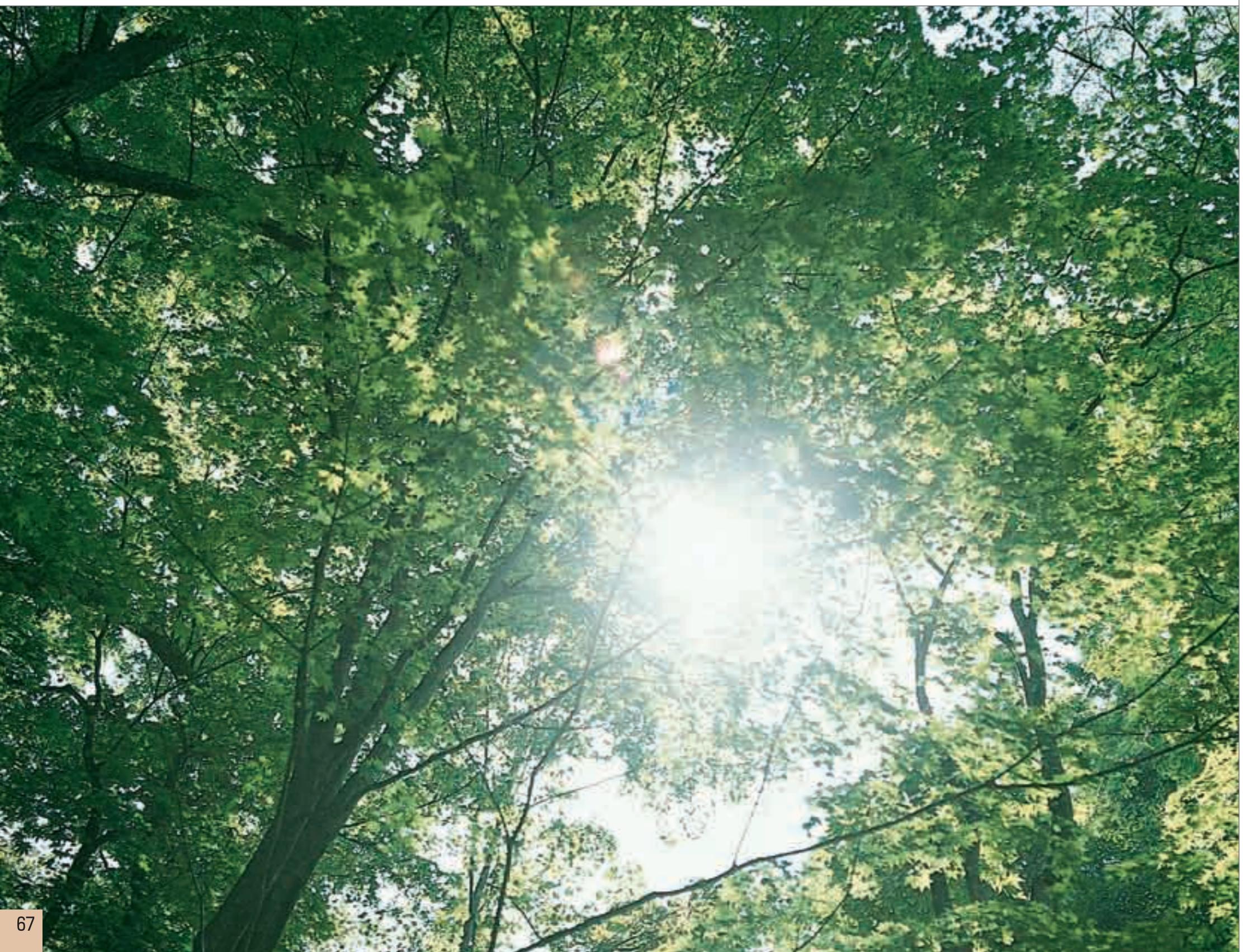




# 基本計画

Basic  
plan



## 第1章 人と人、人と自然にやさしいまちづくり ..... 69

第1節 森林を生かした豊かな空間づくり	70
第2節 母なる恵みの川を活かした空間づくり	71
第3節 彩り豊かな田園景観づくり	72
第4節 資源循環型社会の構築	73
第5節 生活景観の保全	74
第6節 環境教育の推進	75

## 第2章 活力のある産業が支える豊かなまちづくり ..... 76

第1節 農業の振興	77
第2節 林業の振興	79
第3節 商工業の振興	81
第4節 観光の振興	83

## 第3章 健康と福祉を育てる安心のまちづくり ..... 85

第1節 少子化対策の総合的な推進	86
第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実	87
第3節 介護・生活支援体制の充実	89
第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり	91
第5節 児童福祉・保育環境の充実	93
第6節 地域福祉の充実	95

## 第4章 ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり ..... 97

第1節 幼児教育の充実	98
第2節 学校教育の充実	99
第3節 青少年の健全育成の推進	101
第4節 生涯学習の推進	102
第5節 人権教育・啓発の推進	103
第6節 芸術・文化活動の推進	104
第7節 スポーツ活動の推進	105

## 第5章 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり ..... 107

第1節 市内情報ネットワークの充実	108
第2節 道路網の整備	111
第3節 災害に強いまちづくり	112
第4節 交通安全・防犯対策の推進	113
第5節 新しい交通手段の確保	114
第6節 住環境の整備	115
第7節 有効な土地利用	117

## 第6章 住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり ..... 119

第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進	120
第2節 NPO、ボランティア活動の推進	123
第3節 多様な地域間交流の推進	124
第4節 国際交流の推進	125
第5節 効果的・効率的な行財政運営の推進	127

# 基本計画

## 【第1章】

### 第1章 人と人、人と自然にやさしいまちづくり

- 第1節 森林を生かした豊かな空間づくり
- 第2節 母なる恵みの川を活かした空間づくり
- 第3節 彩り豊かな田園景観づくり
- 第4節 資源循環型社会の構築
- 第5節 生活景観の保全
- 第6節 環境教育の推進

## 第1節 森林を生かした豊かな空間づくり

### 【現状と課題】

森林は、水源涵養、山地崩壊防止、大気の浄化作用など、私たちが生活を営む上で欠かすことができない重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の木材価格の低迷、後継者不足などによる放置林の増加にくわえ、台風等による甚大な倒木被害やゴミの不法投棄などによって、森林の持つ公益的機能への影響が懸念されています。

また、かつては、柴刈りによる燃料の産出や薪・炭の材料の産出など、生産基盤・経済基盤としての役割を果たしてきた里山は、石油やガス、電気あるいは化学肥料の使用によって、その役割を大きく変化させてきています。そのため、適切な下刈りや伐採がなされず、明るい雑木林から密生した薄暗い山へと変貌してきています。

今後、森林の公益的機能を維持向上していくには、広葉樹のすぐれた治水能力を活用した災害に強い森林づくりや、里山を人と自然がふれあえる場として適切に保全・活用していくことが必要となっています。

### 【基本方針】

森林の公益的機能を維持向上していくため、計画的・段階的な除間伐などの森林施業を推進するとともに、人と自然がふれあい、潤いと安らぎを享受できる森林環境の整備に努めます。

### 【施策の展開】

#### (1) 豊かな森林づくりの推進

複層林や針広混交林への転換など、多様な森林づくりを推進するとともに、野生動物の適正な個体数管理に努めます。

#### (2) 森林保全の普及啓発の推進

里山や身近な森林の保全・整備に、森林ボランティアを活用した新しい保全方法を導入します。学校教育では、総合学習における森林環境教育を推進します。

また、ゴミの不法投棄防止の啓発に努め、森林環境の向上を図ります。

#### (3) 森林とふれあえる環境整備の推進

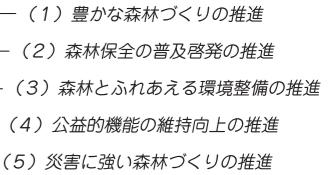
里山林、登山道の整備や、巨樹・巨木の保存を推進するとともに、しそう森林王国拠点エリアや国見の森公園などを活用した、人と森林がふれあえる空間づくりに努めます。

#### (4) 公益的機能の維持向上の推進

除間伐などの計画的・段階的な森林施業を推進し、森林の公益的機能の向上に努めます。

#### (5) 災害に強い森林づくりの推進

これまでに発生した風倒木などの台風災害をふまえ、除間伐及び針広混交林化を推進し、また防災・減災対策のための治山事業を実施するなど、災害に強い森林づくりに努めます。



## 第2節 母なる恵みの川を活かした空間づくり

### 【現状と課題】

宍粟市を流れる揖保川と千種川は清流として全国にも有名であり、特に上流部は渓谷美、紅葉の名所として、すぐれた景観を形成しています。

しかし、近年は、災害対策を重視したことによる画一的な護岸整備によって、子どもたちが川と親しみ自然を学ぶ機会が減少しています。また一方で、ゴミの不法投棄は後を絶たず、人が立ち寄りがたい状況になっています。そのため、こうした現状を改善し、私たちのかけがえのない清流をいかにして次代に引き継いでいくかが、大きな課題となっています。

### 【基本方針】

地域と連携したクリーン作戦や美化活動を推進し、源流のまちとしての責務である、清流の保護・保全を進めるとともに、水と親しむことができる空間づくりに努めます。

#### 【施策の体系】 母なる恵みの川を活かした 空間づくり

- (1) 河川環境・景観・景勝地の保全の推進
- (2) 不法投棄の防止の推進
- (3) 水とふれあえる空間整備の推進
- (4) 安全なまちづくりのための治水対策の推進



### 【施策の展開】

#### (1) 河川環境・景観・景勝地の保全の推進

宍粟市が誇る渓谷や滝などの自然景観の保全に努めます。

また、河川改修等においても、自然環境に配慮した施策を推進します。

#### (2) 不法投棄の防止の推進

地域住民や各種団体との連携によるクリーン作戦を推進するほか、清掃意識の高揚や不法投棄の防止に努めます。

#### (3) 水とふれあえる空間整備の推進

清流揖保川・千種川の河川敷の有効活用など、人が集まり水とふれあえる河川空間の整備を図ります。

#### (4) 安全なまちづくりのための治水対策の推進

<sup>\*</sup>洪水ハザードマップで想定されている浸水危険箇所については、河川堤防の早期建設を行うため、国・県へ協力を要請するとともに、いっそうの治水対策に努めます。



【用語解説】※洪水ハザードマップ…大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合に予想される浸水範囲と程度、各地域の避難所等を示した地図。

## 第3節 彩り豊かな田園景観づくり

### 【現状と課題】

宍粟市では、農業従事者の高齢化や後継者不足によって農地の荒廃が進んできており、洪水防止や水源涵養、余暇・保養空間の提供、さらには温暖化防止など、豊かな自然環境が持っている多様な公益的機能が低下傾向にある点も指摘されています。

こうしたなか、農地を保全する取り組みとして、紅花やコスモス、チューリップなどの景観形成作物を遊休農地に植栽する取り組みや、棚田を活用した農業体験、あるいは都市住民との交流イベントなどが実施されています。しかし、このような地域の活性化に向けた取り組みは、一部の地域に限られているのが現状です。

今後は、農地が持つ多面的・公益的機能について市民への理解を促進するとともに、地域と連携した農地の維持保全に向けた取り組みが必要となります。



#### 【施策の体系】 彩り豊かな田園景観づくり

- (1) 農地の維持保全に向けた啓発の推進
- (2) 農地の活用と保全の推進

### 【基本方針】

農地の多面的・公益的機能に対する市民への啓発活動を展開するとともに、地域と連携した遊休農地等の活用などを通じて、その景観美や公益的機能の維持向上を図ります。

### 【施策の展開】

#### (1) 農地の維持保全に向けた啓発の推進

各種講座等の開催による啓発活動にくわえ、<sup>\*</sup>グリーンツーリズムの展開によって、農地の多面的・公益的機能に対する理解を促進します。

#### (2) 農地の活用と保全の推進

遊休農地等の調査を行う一方で、地域との連携による花づくりや、地域特性を考慮した特産品づくりなどを推進します。

さらに、美しい景観を有し人にやすらぎとうるおいを与える棚田などの保全や、近年失われつつあるビオトープの保全にも努めます。

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち  
の実現に向けて

## 第4節 資源循環型社会の構築

### 【現状と課題】

私たちの生活は豊かになった半面、大量廃棄物が日常となったことで、経済システムに弊害が生じています。このような状況に対して、環境を保全するとともに、社会の持続的発展を目指すためには、現在の社会・経済システムを根本から見直すことが求められています。そのため、市民と事業者及び行政が一体となって、省資源・省エネルギーを推進しつつ、一方で廃棄物の削減や限りある資源の有効活用など、循環型社会に向けた取り組みが重要な課題となっています。

再生可能な資源である豊かな森林と水に恵まれた宍粟市において、資源循環型社会の構築を目指していくためには、今後、森のゼロエミッションを基調とした取り組みを推進することが重要となってきます。

### 【基本方針】

資源循環型社会の構築のため、市民、事業者との協働による廃棄物削減と、リサイクル活動等の推進、さらには、地域内の有機資源の循環活用を図る「バイオマстаウン構想」を核とした森のゼロエミッションの展開を図ります。

#### 【施策の体系】 資源循環型社会の構築

- (1) 地域資源を活用したエネルギーの導入
- (2) 市民・事業者との協働による環境づくり
- (3) 環境マネジメントシステムの推進
- (4) 循環型社会拠点施設の整備推進

### 【施策の展開】

#### (1) 地域資源を活用したエネルギーの導入

木質バイオマスをはじめとした自然エネルギーの利用を促進するため、技術開発や検証を行い、将来的には地域へのエネルギー供給のほか、市役所への導入も推進していきます。

#### (2) 市民・事業者との協働による環境づくり

<sup>\*</sup> 市民・事業者との協働による5R運動の展開を図り、ごみの分別による資源化や減量に努めます。

#### (3) 環境マネジメントシステムの推進

環境の大切さを広く市内全域に浸透させるため、事業所に対する環境マネジメントシステムの導入支援を行うほか、環境に対する基本的な考え方の普及啓発に努めます。

#### (4) 循環型社会拠点施設の整備推進

分別収集したごみの適正処理や再資源化を図るため、播磨科学公園都市において、3市2町で進めている循環型社会拠点施設整備を推進します。

〈宍粟環境美化センターへのゴミ搬入量〉		
区分	16年度	17年度
可燃ゴミ	9,256,650	9,164,640
不燃ゴミ	734,100	669,660
粗大ゴミ	1,099,030	935,290
資源ゴミ(ビン・カン・アルミ)	438,550	459,740
計	11,528,330	11,229,330



## 第5節 生活景観の保全

### 【現状と課題】

人々の価値観や生活ニーズが多様化する今日では、経済的な豊かさだけではなく、憩いや安らぎ、さらには文化や歴史を重視した真の豊かさが求められるようになっています。

しかし、私たちの日常的な生活空間は、十分に景観に配慮されているとはいえず、また、幹線道路などの沿線景観についても、周囲の自然景観やまちなみとの不調和が指摘されています。

さらに、市民生活に必要となる各施設においても、子どもや高齢者、障害者等への配慮が十分とはいえない状況です。

今後、宍粟市では、豊かな自然、歴史、文化と調和した景観を形成するとともに、すべての人にやさしく、潤いやゆとりのある生活空間を構築していく必要があります。

### 【基本方針】

伝統的なまちなみや、豊かな自然と調和した集落景観を改めて見直すとともに、美しい景観形成に努めます。

また、周辺の自然景観に配慮するとともに、すべての人に潤いやゆとりのもてる空間づくりに努めます。

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち  
の実現に向けて

#### 【施策の体系】 生活景観の保全

— (1) 潤いやゆとりのもてる人に優しい空間づくり

### 【施策の展開】

(1) 潤いやゆとりのもてる人に優しい空間づくり  
花と緑のまちづくりを推進するなど、自然と調和した集落景観や伝統的なまちなみを保全するとともに、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを積極的に導入し、誰もが利用しやすい空間づくりに努めます。



#### 【用語解説】

\*5R=R=Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)、Refuse(リフューズ)、Regeneration(リジェネレーション)のそれぞれ頭文字のRをとったもので、リデュース=ゴミを出さない(ゴミを減らす)、リユース=くり返し使用する、リサイクル=ゴミは回収して、違う製品の原料として利用する、リフューズ=過剰包装などのムダを拒否するという意味、リジェネレーション=再生品を積極的に使用する、の意味。

## 第6節 環境教育の推進

### 【現状と課題】

地球温暖化問題や廃棄物問題をはじめとする環境問題は、市民一人ひとりの生活様式を見直すだけでなく、環境に配慮した地域的な取り組みが必要とされています。

現在、学校教育や家庭教育、生涯学習などにおいても、環境問題は幅広く取り上げられていますが、いまだ十分にその問題の重要性が認知されているとはいえないのが現状です。宍粟市では現在、環境問題がいかに重要であるかを理解した上で、環境問題への地域的な取り組みや、資源循環型社会の構築に向けた意識的な取り組みを行うことが課題になっています。

### 【基本方針】

資源循環型社会の構築に資する教育活動のより一層の拡充と地域的な活動の展開に必要な指導者の育成や活用を図ります。



### 【施策の展開】

#### (1) 市民の環境意識の啓発

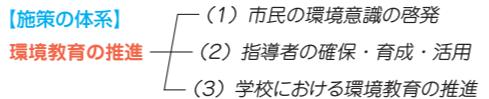
「しそうふれあいミーティング」や各種講座等を活用した環境学習を推進するとともに、自然とふれあう自然教室等を開催し、環境に対する意識の高揚に努めます。

#### (2) 指導者の確保・育成・活用

指導者の育成を図るため、市民を対象とした指導者養成講座を充実させるとともに、指導者が活かされ、活躍できる環境づくりに努めます。

#### (3) 学校における環境教育の推進

教科や総合的な学習の時間、または自然学校などにおいて、森林、河川、ゴミ、水生生物などに関する環境学習の取り組みを推進していきます。



## 基本計画 【第2章】

### 第2章 活力ある産業が支える豊かなまちづくり

#### 第1節 農業の振興

#### 第2節 林業の振興

#### 第3節 商工業の振興

#### 第4節 観光の振興

# 第1節 農業の振興

## 【現状と課題】

宍粟市における農家戸数は漸減し、平成17年度では4,173戸となっています。このことは、高齢農家や経営規模の零細な農家が次第に経営から離れていることが原因だと考えられます。農業従事者の高齢化が著しく進行している本市では、農業労働力が減少しており、次世代の農業を担う後継者・担い手をいかに確保し育成していくかが、今後の大きな課題となっています。

作付面積からみると、本市では米作を中心となっており、その他地域振興作物として、黒大豆や自然薯、高原野菜などの栽培にも取り組んでいます。しかしながら、米消費の減少、農産物の価格低迷等の影響を受け、農業生産額は年々減少傾向をたどっています。そのため現在、生産性の低下による経営難、集落営農組織の衰退、遊休農地の増大が問題となっています。

こうした現状を改善するために、これまで農業生産基盤整備に力を入れてきた結果、現在の整備率は約80%に達しており、未整備地区においても、ほ場整備が順次進められています。このようなことから、農地の高度利用や高生産性農業の展開、さらには農地の利用集積を図るための基礎条件は概ね整いつつあるといえます。

したがって、これからのおおむね市農業は、多様な担い手の確保、農業経営基盤の強化、農地の有効利用と維持再生、さらには、地域特産物のブランド化や観光を含めた農業の振興を推進する必要があるといえます。

## 【基本方針】

農業・農村振興のあり方を定めるマスタークリエイティブを策定し、ほ場整備、農道、用排水路など農業生産基盤の整備を強化するほか、農業労働力の減少・高齢化に対応するため、多様な担い手の育成・確保を図ってきます。また、宍粟北みどり農林公社や集落営農組織による農作業の受託を進めることによって、農地の流動化や集約化など、農業経営基盤の一層の強化に努めます。

さらに、UJターン希望者等が安心して就農できる環境づくりを進めるとともに、地域特産物を振興・開発することによって、「宍粟ブランド」を確立していきます。あわせて、無農薬や有機栽培など環境創造型農業を進め一方、観光農園での農業体験、さらには、棚田の有効活用などにより、都市住民との交流を図りながら農地の保全・活用に努めていきます。

〈市内の専業・兼業別農家数の推移〉			(単位:戸)	
区分		平成12年	平成17年	
総農家数		4,561	4,173	
販売農家	専業	287	268	
	兼業	61	59	
自給的農家		2,443	1,956	
		1,770	1,890	

資料:農林業センサス

〈市内の主要農作物の作付面積〉(平成16年)							(単位:ha)	
稲類・麦類	水稻	小麦	かんしょ	ばれいしょ	大豆	小豆		
	1,105	25	8	23	89	8		
野菜類	きゅうり	トマト	なす	すいか	キャベツ	はくさい		
	11	8	14	14	11	20		
	ほうれんそう	ねぎ	たまねぎ	レタス	だいこん	いちご		
	8	12	12	1	32	8		

資料:兵庫県統計書

## 【施策の展開】

### (1) 後継者・担い手の育成

地域農業のリーダーとして期待される意欲のある後継者・担い手の育成に努めるとともに、若者を中心としたUJターン希望者や団塊世代の帰農者、女性等が安心して就農できるよう、地域特性を活かした新規作物の導入や遊休農地の有効活用などに努めます。

また、活力ある農業を推進していくために、認定農業者の育成や集落営農組織の充実を図るほか、作物別の生産組織の強化に努めます。

さらに、兼業農家や新規就農者の育成・自立を図るため、専業農家や宍粟北みどり農林公社等関係機関と連携を密にしながら、農業経営に関する情報発信に努めます。

### (2) 農地の保全

生産基盤であるだけでなく、近年は景観形成や生態系の保全、防災などの側面からも注目されている農地や農業用施設等に対して、農業生産者はもちろん、地域住民や都市住民などの多様な主体の参画を図りながら、重要な地域資源として適切に保全する取り組みを進めます。

### (3) 生産基盤・経営基盤の整備推進

ほ場整備、農道、用排水路、井堰、ため池等の生産基盤の整備や有害鳥獣被害の防止を図ることとあわせて水田の汎用化や作業の効率化などにより、経営基盤の確立に努めます。

また、制度資金の効果的な運用や活用を推進し、経営指導体制を強化することを通じて、ゆとりある農業経営と生産コストの低減を図ります。

さらに、宍粟北みどり農林公社や集落営農組織による農作業の受託体制を確立することによって、農地の流動化や集約化を促進し、経営規模の拡大による生産性の向上に努めます。

### (4) 地域特産物の振興

地域特性に応じた「宍粟ブランド」の確立に向けて、生産・加工グループをはじめ、地域ぐるみの自発的な特産物の開発に対する支援を行うほか、農業者が行う直接販売活動に対する支援を行い、生産者の顔の見える「安全で安心な農業」の確立と地産地消の取り組みを推進します。

また、地域に適した営農方法の導入や無農薬・有機栽培など、環境にやさしい農業を推進します。

さらに、「売れる米づくり」、「売れる商品づくり」を推進するため、JAや宍粟北みどり農林公社など関係機関と連携を図ります。また、情報通信網の有効活用などによって特色ある農村情報を発信するとともに、消費者ニーズの的確な把握に努めます。

### (5) 農地等を活用した事業の展開

契約栽培、オーナー制度、観光農園やグリーンツーリズムの展開等によって、都会にはない癒しの空間を創出することにより、農村志向を持った都市住民との交流機会の拡大を図ります。

さらに、市内の空き家情報を提供し、その有効活用を図るなど、UJターン希望者や団塊世代の帰農者に対して、受け入れ態勢の充実に努めます。

## 第2節 林業の振興

### 【現状と課題】

宍粟市の森林面積は59,023haにおよび、総面積の約9割を占めています。戦後、スギ・ヒノキなどの針葉樹を中心に拡大造林が行われた結果、民有林の人工林率は約73%、そのうち樹齢16年から45年までの間伐期に入っているものは約59%となっており、適正な森林整備の実施が急務となっています。

しかし、外国産材の輸入や代替材の普及などによって木材市況は低迷し、林業従事者の高齢化、後継者不足なども重なって、林業における出荷額は年々減少傾向にあります。こうした傾向は、森林の路網密度の不足や機械化・流通加工体制が未成熟であることにも起因しており、山元まで再投資資金が還元されない現状に対して、森林所有者の経営意欲の低下を招く結果となっています。

こうした問題を改善していくためには、長期的な視野に立った上で、木材の安定供給や宍粟材のブランド化を推進するとともに、持続可能で災害に強い森林づくりに努めるなど、宍粟市の林業再生に向けた取り組みが必要となってきます。

また、しそう森林王国拠点エリアや国見の森公園など、観光林業として森林空間を有効に活用することで、森林・林業を活性化する必要があります。



### 【基本方針】

生産性の高い森林の造成やすぐれた森林経営者を育成するとともに、生産から販売までの一貫した流通体制を構築し、木材の安定供給、宍粟材のブランド化の推進、さらには、木材の新たな需要の開拓に努めることで、宍粟市の林業再生を目指します。

また、森林の複層林化・針広混交林化を含む計画的な森林造成を実施することを通じて、森林所有者の経営意欲の増進を図り、また災害に強く、かつ持続可能な森林の実現を目指します。

さらに、しそう森林王国拠点エリアや国見の森公園などを都市住民との交流の場として有効に活用し、「森と共に生きるまち宍粟」を広く全国にPRしていきます。

〈森林面積の概要〉					(単位: ha)
市総面積	森林面積(構成比)	国有林(構成比)	民有林(構成比)	人工林(構成比)	
65,860	59,023 (89.60%)	13,014 (22.05%)	46,010 (77.95%)	33,564 (72.95%)	

資料:林業統計書  
(注)1 四捨五入のため、内訳数字の計と合計数字は一致しない。

〈宍粟市の素材生産量の推移〉 (平成16年)						(単位: m³)
区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
取扱量	51,179	49,832	46,905	45,479	52,316	
内訳						
針葉樹	36,465	35,999	34,452	30,892	40,144	
構成比	71.2%	72.2%	73.5%	67.9%	76.7%	
広葉樹	14,714	13,833	12,453	14,587	12,172	
構成比	28.8%	27.8%	26.5%	32.1%	23.3%	

産業部調べ



### 【施策の展開】

#### (1) 後継者・担い手の育成

地域林業の中心的役割を担う森林組合の組織強化や経営改善に努めるとともに、高能率作業班の育成や、緑の雇用の充実を図ります。

また、起業家や後継者、林業研究グループなどの活動支援を行うとともに、各種講習会の開催や市有林における先導的な経営管理などを通じて、森林所有者の経営向上を側面から支援します。

#### (2) 森林の保全

森林所有者に間伐や枝打ちなどの施業を奨励することを通じて、人工林の林齢構成をフラット化するように努めます。また、森林の持つ公益的機能の向上を図るために、伐採跡地への適木の植栽によって森林の複層林化・針広混交林化を進め、あわせて県民緑税を財源とした里山防災林の整備などを計画的・効果的に実施します。

さらに、森林所有者、地域・都市住民に対する森林や緑の重要性の啓発活動を推進します。

#### (3) 生産基盤・経営基盤の整備推進

計画的な森林管理を実現するため、森林施業の団地化、山林地籍調査を推進する一方、効率的な施業のための林道や作業道を整備し、高性能林業機械の導入を図ります。

さらに、木材の安定供給を図るため、生産から販売までの一貫した流通体制の構築に努め、林業の再生を目指します。

#### (4) 地域特産物の振興及び利用促進

宍粟材をブランド化するために森林認証・ラベリング制度を通じて産地を明確化するとともに、地域関係事業者の組織化を図ることで、地域が一体となった推進体制の構築を目指します。

また、宍粟材の公共事業への積極的利用を図る一方、高付加価値で多用途をもつ木材製品の開発に努めます。さらに、木質バイオマスを用いた地域資源の有効活用を図ります。

#### (5) 森林空間を活用した事業の展開

しそう森林王国拠点エリアや国見の森公園のほか、本市の貴重な地域資源である森林空間を、地域内外の住民にも開かれた安らぎと癒しの空間として有効活用します。また、森林空間を活かした林業体験や木工体験、森林ボランティアの受け入れなど、地域内外の住民との交流を積極的に展開することにより、「森と共に生きるまち宍粟」を広く全国にPRしていきます。

さらに、市内の空き家情報の提供やその有効活用などを図ることで、UJターン希望者や団塊世代の受け入れ態勢の充実に努めます。



【用語解説】※県民緑税…市県民税の均等割に一定額を超過課税として上乗せし、緑の保全を図る施策の財源とするもの。  
※高性能林業機械…2つ以上の作業を一つの工程の中でできる機械のこと、スキッダ・フォワーダ・フェラーバンチャ・ハーベスター・プロセッサ・タワーやード・スイングヤードなどをいう。

## 第3節 商工業の振興

### 【現状と課題】

宍粟市の商業は、商店数、年間販売額とも減少傾向で推移しています。その理由としては、経営者の高齢化、後継者不足による空き店舗の増加のほか、消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展などに対して、その立地条件のために店舗拡張や駐車場整備が十分できないことが指摘されています。一方で、国道29号等沿線における大型量販店の進出が既存商店の売り上げに影響しているという見方もあります。

今後、さらなる高齢化の進展が予想される中で、地域の中小商店や商店街の振興は、地域生活を支える観点からより重要性を増していくものと思われます。そこで、各商店の経営基盤の強化や商店街の振興、商業機能の維持・強化を図りつつ、それぞれの地域の特性をふまえ、誰もが快適で利用しやすい商業空間を形成していく必要があります。

一方、宍粟市の工業は、地場産業である素麺製造業をはじめとした食品加工業のほか、製造業のうちでも電気機械・金属類、あるいは木材・木工製品・家具等を扱うものが中心となっています。しかしながら、力づよい景気回復がなかなか見えてこない状況や、経営者の高齢化・後継者難などにより、市内の事業所数及び製造品出荷額は、近年減少傾向にあります。

商工業の活性化は、地域経済の振興や雇用の創出などの面において、市民生活に直接影響がおよぶ重要な要素です。そこで今後、既存商工業の活性化を図っていくことはもとより、地域資源である自然を活かした新たな産業の創出や、起業家への支援体制の充実にも努めていくことで、雇用の場のさらなる拡大を目指していく必要があります。

〈工業の推移〉

区分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
兵庫県	事業所数	14,961	15,435	14,315	13,946	13,066	12,195	12,276	11,300
	従業者数	441,626	432,380	411,977	401,219	391,229	372,859	364,516	359,850
	製造品出荷額	151,996	144,054	135,787	140,699	131,213	124,588	123,449	129,452
宍粟市	事業所数	516	517	503	496	455	453	451	444
	従業者数	6,360	6,206	5,903	5,887	5,498	5,356	5,311	5,348
	製造品出荷額	1,064.7	892.3	868.2	883.4	810.4	759.0	750.4	768.8
	シェア(%)	0.70%	0.62%	0.64%	0.63%	0.62%	0.61%	0.61%	0.59%
	資料	工業統計調査、兵庫県統計書							

〈商業の推移〉

区分		平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
兵庫県	商店数	73,609	74,205	68,451	66,265
	従業者数	441,873	482,790	453,965	445,928
	年間販売額	163,466	158,703	131,776	129,147
宍粟市	商店数	823	780	775	746
	県シェア(%)	1.12%	1.05%	1.13%	1.13%
	従業者数	3,708	3,498	3,660	3,622
	県シェア(%)	0.84%	0.72%	0.81%	0.81%
	年間販売額	748.6	677.1	633.9	576.1
	県市シェア(%)	0.46%	0.43%	0.48%	0.45%

資料：商業統計調査、兵庫県統計書

区分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
兵庫県	事業所数	14,961	15,435	14,315	13,946	13,066	12,195	12,276	11,300
	従業者数	441,626	432,380	411,977	401,219	391,229	372,859	364,516	359,850
	製造品出荷額	151,996	144,054	135,787	140,699	131,213	124,588	123,449	129,452
宍粟市	事業所数	516	517	503	496	455	453	451	444
	県シェア(%)	3.45%	3.35%	3.51%	3.56%	3.48%	3.71%	3.67%	3.93%
	従業者数	6,360	6,206	5,903	5,887	5,498	5,356	5,311	5,348
	県シェア(%)	1.44%	1.44%	1.43%	1.47%	1.41%	1.44%	1.46%	1.49%
	製造品出荷額	1,064.7	892.3	868.2	883.4	810.4	759.0	750.4	768.8
	シェア(%)	0.70%	0.62%	0.64%	0.63%	0.62%	0.61%	0.61%	0.59%

資料：工業統計調査、兵庫県統計書

### 【基本方針】

商工業の振興を図るために、産官学連携の取り組みの充実を図るとともに、連携を活かした新たな産業の創出など、地域環境と調和した特色ある商工業の確立・振興を目指します。

また、新たな産業の創出に向けて起業家への支援体制を充実させるほか、融資制度等の積極的な活用を促すことによって、地元企業の経営基盤強化を図り、あわせて新たな技術開発や商品開発の支援に努めます。

さらに、求人情報等の収集や提供体制を強化するほか、市有地や空き店舗などの情報提供を積極的に行うことによって、事業の伸長を図る企業や誘致企業の受け入れ体制を充実させます。以上の体制整備等により、UJターン希望者のほか、若年層から高齢者・女性・障害者までの幅広い雇用確保に努めます。

### 【施策の展開】

#### (1) 魅力ある雇用機会の創出

求人情報などの収集・提供体制を充実させることにより、多種多様な雇用機会の拡大に努めます。また、高齢者の経験や知恵を生かせる職場を斡旋できる体制づくりを進めるほか、若年層・女性・障害者の雇用確保を図ります。

#### (2) 個性的な産業の確立

産官学連携の取り組みをさらに充実させることにより、自然資源を活かした特産品の開発や、宍粟材を活用した地場産業の振興を図り、宍粟市独自の個性的な産業の確立を目指します。

また、資源循環型社会の構築を図るため、ゼロエミッションに貢献する環境適合型産業の支援に努めます。

#### (3) まちおこし

商工業の活性化に向けて、商工会との連携を図りながら、経営者の経営力向上や空き店舗の多面的活用などに取り組みます。

また、宍粟市における情報化の進展に歩調をあわせながら、市有地や空き店舗・空き家などの情報を提供・発信できる体制づくりに努めます。これらの活用等を通して、新たな産業の創出や企業誘致を促し、あわせてUJターン希望者などの受け入れ体制の充実に努めています。

#### (4) 起業・人材育成の支援

新産業創出に向けて、起業支援制度を拡充するとともに、若者を中心とした起業家の育成や資格取得などに対する支援体制の整備を図ります。

また、融資制度や産官学連携等の積極活用によって、地元企業の経営基盤強化や新たな技術開発・商品開発を促進します。



【用語解説】※産官学連携…企業(産)・行政(官)・大学(学)の3者がネットワークを組んで学び合い、それぞれの研究成果を広く社会に還元することをいう。宍粟市では、平成18年2月に兵庫県立大学と官学連携協力協定を締結している。



## 第4節 観光の振興

### 【現状と課題】

宍粟市は、県下最高峰の氷ノ山をはじめ、第二峰の三室山、第三峰の後山など1,000mを超える山々を擁し、またこれら山々を源流とする、揖保川、千種川が福知渓谷、赤西渓谷、原不動滝などの景勝地を生みだしています。こうした豊かな自然のほかにも、かおり風景百選に選ばれている大歳神社千年藤や、大規模回遊式庭園で名高い花菖蒲園などがあり、また、数多くの史跡や郷土芸能なども大切に保存・伝承されています。

これら特色ある地域資源を観光資源として有効活用しようと、合併前の旧4町では、温泉、スキー場、キャンプ場、宿泊施設など、多くの観光施設を整備してきました。しかし、各観光施設間の連携や観光情報の共有は、合併後の現在も十分進んでいないのが現状です。

一方で、観光をめぐる状況は急速な変化を遂げてきており、自然観賞や保養といった画一的な形態から、体験やふれあいを目的とするツーリズムへと移行しつつあります。宍粟市においても、観光客の体験志向や自然志向の高まりなどに対応してきた結果、入込客数は増加傾向を示しています。しかし、そのほとんどが日帰り客で占め

られており、宿泊客はむしろ減少傾向をたどっています。

今後、本市の観光振興を推進していくためには、市内に点在する観光資源のネットワーク化を図るとともに、市と観光関連団体の連携による一体的な取り組みを推進し、さらに、新たな観光として「行う」ことを中心とした体験・交流型の観光を展開していく必要があります。

### 【基本方針】

既存の観光資源や観光施設の魅力を最大限引き出すために、市と観光関連団体が連携して、より付加価値を高める取り組みを推進します。あわせて、新たな観光資源の発掘や市内に点在する観光資源を線に結びつけることによって、<sup>\*</sup>回遊性・滞在性の強化を図ります。

また、市民の参画と協働によるイベント等を実施するほか、従来の「見る」観光から体験などの「行う」観光へと重点を移すことによって、人が集まり地域が活性化する観光事業の展開を目指していきます。

〈市内の観光入込数の推移〉

区分	(単位:千人)							
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
入込数	1,067	1,140	1,204	1,214	1,309	1,452	1,426	1,378
宿泊数	149	142	156	162	140	131	125	110
宿泊率	14.0%	12.5%	13.0%	13.3%	10.7%	9.0%	8.8%	8.0%

資料: 兵庫県観光客動態調査

〈市内の四季別観光客入込数の推移〉

区分	(単位:千人)							
	春(3月~5月)	夏(6月~8月)	秋(9月~11月)	冬(12月~2月)				
入込数	割合	入込数	割合	入込数				
宿泊数	309	21.3%	478	32.9%	278	19.1%	387	26.7%
宿泊率	283	20.5%	450	32.7%	268	19.4%	377	27.4%

資料: 兵庫県観光客動態調査

【用語解説】※回遊性…一定の経路や時期に移動すること。



### 【施策の展開】

#### (1) 観光資源の保全と発掘

名勝・景勝地、又、名水など、豊かな自然によって生み出された天然資源や、伝統文化・史跡など、人々の暮らしの中で培われてきた歴史資源の保全を図るとともに、市内に隠れている観光資源や人材の発掘に努めます。

#### (2) 観光組織の構築と連携

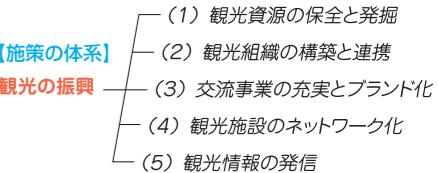
観光協会や市内観光関連団体による観光組織を構築し、市との連携による一体的な観光事業を展開するとともに、市外の観光関連団体との広域的な連携を推進します。

また、それぞれの地域において多様な観光プログラムを展開できるようにするために、指導者を確保・育成していくほか、観光接遇研修などの実施によって、観光客の受け入れ態勢の強化に努めています。

#### (3) 交流事業の充実とブランド化

市民の参画と協働による全市的なイベントを実施することによって、市民の一体感を高めるとともに、新たな観光客の確保に努めます。

また、しうら森林王国拠点エリアや国見の森公園、農林業施設などを活用した様々なプログラムの創出等による体験型観光事業を展開するなかで、「森と共に生きるまち宍粟」として個性を活かした観光面でのブランド化に努めます。



#### (4) 観光施設のネットワーク化

市内各地に分散している観光資源や観光施設を最大限活用するため、多様化する来訪者のニーズに応えられる各観光資源・施設間の新たなルート設定やインフラ整備の推進など、点を線へと結びつけるネットワークを構築していきます。

また、近隣市町との連携を図り、広域的な観光のネットワーク化に努めます。

#### (5) 観光情報の発信

市・観光関連団体・地域住民との連携によって観光情報の共有を図るとともに、ホームページを通じたタイムリーで質の高い観光情報の発信と、観光ニーズの把握に努めます。

また、特定の観光資源や地域に的を絞り込んだ、よりわかりやすく、便利な、観光ガイドブックを作成します。



- (1) 宍粟市少子化対策推進総合計画  
(次世代育成支援行動計画) の推進
- (2) 特定事業主行動計画の推進
- (3) 地域・団体・関係機関等が行う少子化  
対策の支援体制の充実



## 第1節 少子化対策の総合的な推進

### 【現状と課題】

少子化を促す直接の原因是出生率の低下にあります。これは、結婚や出産、家族に対する価値観の変化が背景にあると言われますが、その一方で、結婚・出産などによりいったん職を離れた女性がすぐに復職できるような受け皿が不足していたり、あるいは都市化・核家族化の進行によって家庭における子供の養育力が低下し、育児を行ううえでの孤立感・負担感が大きくなっこことなども原因になっていると指摘されています。

これらのことから、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚・子育てを社会的により積極的に位置付けるだけではなく、子育ての不安を軽減するために、地域や社会全体での子育て支援を行うなど、これまでの施策のあり方を見直し、住民と行政及び地域・団体・関係機関等が一体となって、総合的な少子化対策を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、少子化対策推進本部と関係機関・団体・地域等との連携を図りつつ、従来それぞれの分野で取り組まれてきた諸施策を見直し、課題を明確にしたうえで、少子化に対する総合的・効果的な取り組みを進めています。

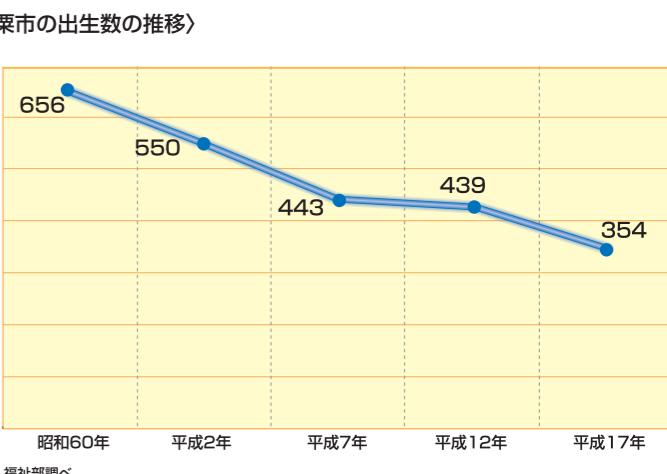
【用語解説】※次世代育成支援対策推進法…次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目指して、いくために定められた法律。

### 【施策の展開】

(1) 宍粟市少子化対策推進総合計画  
(次世代育成支援行動計画) の推進  
宍粟市少子化対策推進総合計画(次世代育成支援行動計画)に基づいて、それぞれの分野・課題等に合わせた施策を推進します。

(2) 特定事業主行動計画の推進  
※ 次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員自らが少子化対策に取り組むために策定された「特定事業主行動計画(しそうささやりプラン)」を積極的に推進します。

(3) 地域・団体・関係機関等が行う  
少子化対策の支援  
社会福祉協議会や各種団体が行っている若者の出会いの場づくりなど、少子化対策に資する事業に対して、支援体制の充実を図ります。



# 基本計画

## 【第3章】

### 第3章 健康と福祉を育てる安心のまちづくり

- 第1節 少子化対策の総合的な推進
- 第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実
- 第3節 介護・生活支援体制の充実
- 第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり
- 第5節 児童福祉・保育環境の充実
- 第6節 地域福祉の充実

## 第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実



### 【現状と課題】

近年の急激なライフスタイルの変化は、過食・偏食・ストレス・運動不足等をあらわす年齢層にもたらしており、生活習慣病や心の病気を招く大きな要因となっています。このことから、今後、宍粟市においても、生活習慣病や心の病気に対する対策を早急に講じていく必要があります。

一方で、宍粟市における平成17年度の高齢化率は25.1%に達しており、高齢化が次第に進行しています。そのうち65歳以上の要介護認定率は15.7%であり、全体の約8割は住み慣れた地域で元気に暮らしていける「元気高齢者」で占められています。今後この「健康寿命」をいかに延ばしていくかが重要な課題であるとともに、介護保険などを用いた要介護者に対する支援も今後一層充実を図る必要があります。

また、少子化・核家族化の進行によって、育児中の母子が孤立感や不安感を増大させていると指摘されています。そこで、行政と市民が協力して子育て支援の場を拡充したり、あるいは関係組織間のより緊密なネットワーク化が必要となっています。

医療体制については、公立宍粟総合病院が地域の基幹病院として救急や二次機能を担っています。最近は、アルコール依存症対策や地域連携室を設けて地域に開かれた病院づくりに取り組んでいますが、一方で、医師不足や専門職不足などの大きな課題も抱えています。また市内には、直営診療所(3箇所)、民間診療所(22箇所)、歯科医院(17箇所)が市民の生活に直結した医療サービスを提供していますが、今後は、総合病院と診療所、三次医療機関との連携による一層の機能強化が求められます。

保健の側面においては、これまで旧町単位に設置

た保健(福祉)センターを拠点として、保健・福祉・医療の一体となったサービスを提供してきましたが、広大な面積を有する宍粟市において、市民のニーズにより適切に対応するためには、保健・福祉・医療の緊密な連携に基づくより高度で総合的なサービスを提供できる基幹施設を、新たに整備する必要があります。

### 【基本方針】

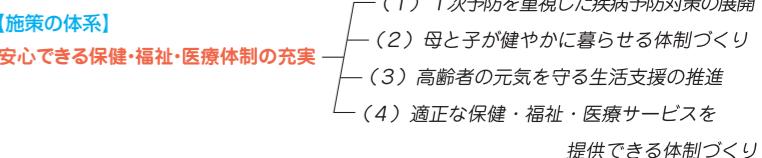
これから健康づくりの上で最も大切なのは、市民自らが健康づくりの担い手となることであり、自ら選んだ健康づくりをそれぞれが実践していくことです。そのため行政としては、健康づくりに取り組もうとしている個人や組織に対して、健康に関する知識や技術を提供するなど、健康づくりを実践しやすい環境づくりに努める一方で、行政・地域・学校・職域が連携した、生涯を通じた継続的な健康づくりの取り組みを、中・長期的な視点に立って計画的に推進していきます。

また、少子高齢化の進行に適切に対応していくために、高齢者や母子の健康づくりへの支援を強化するだけでなく、健康障害の予防や、母子の身体面・精神面における健康管理など、子育て支援対策の充実を図ります。

〈宍粟市の高齢化(65歳以上)の推移〉



【用語解説】※核家族化…夫婦とその子供だけで構成されている家族が増え、3世代4世代同居の大家族が減少する現象。



### (2) 母と子が健やかに暮らせる体制づくり

3歳児健診や1.6歳児健診などの乳幼児健診をさらに充実させ、子どもの身体面や精神面における健康管理体制を強化します。

また、母親自身の育児能力を高めるため、育児に必要となる情報を適時提供できる体制づくりを進めるほか、家庭訪問等の個別支援体制を整備します。

### (3) 高齢者の元気を守る生活支援の推進

高齢者の健康を維持増進するために、高齢期に応じた健診を実施し、健診結果に基づいた適切な指導を行います。

また、各年齢層に応じた生活習慣の改善を目的とした事業を実施し、生涯を通じた健康づくり施策を展開します。

さらに、市民の健康意識を高めていくために、健診情報を起点とした個別・集団の保健事業を推進します。

〈宍粟総合病院医師数の状況〉

(単位：人)

区分	平成18年5月現在		
	常勤医師数	非常勤医師数	計
内科	5	3	8
外科	5	0	5
整形外科	4	0	4
眼科	1	1	2
放射線科	1	1	2
小児科	1	0	1
産婦人科	2	2	4
泌尿器科	2	0	2
皮膚科	1	1	2
耳鼻咽喉科	0	4	4
神経科	0	4	4
麻酔科	0	1	1
病理	0	1	1
研修医	1	0	1
計	23	18	41

※1次予防…保健指導、予防処置など。

### (4) 適正な保健・福祉・医療サービスを提供できる体制づくり

適正医療の実現に向け、行政と地域のバックアップによる医師等の確保対策を進めるとともに、診療所や三次医療機関との連携による総合病院の機能強化を図ります。

また、市民の参画による地域医療計画を策定し、地域に密着し、医療と保健・福祉の連携のとれた体制づくりを推進します。

さらに、健康づくりや子育て支援、介護面における地域ケアシステムの構築など、保健・福祉・医療サービスをワンストップで対応できる拠点として、市全体を統括する新たな総合保健・福祉センターの整備を推進します。

## 第3節 介護・生活支援体制の充実

### 【現状と課題】

平成17年度における宍粟市の高齢者人口(65歳以上)は11,333人、高齢化率は25.1%となつておおり、今後も年々増加する見込みです。また、介護を必要とする高齢者の割合も加齢が進むにつれ上昇することが予想されており、今後寝たきりになつたり、認知症を抱えた要介護者の増加は、避けられない状況となっています。このため、要介護者の増加防止対策として、高齢者はもとより若年層を対象とした生活習慣病予防のための取り組みや、軽度の要介護者がさらなる介護状態の悪化を招かないようにするための取り組みが必要となつてきます。

また、宍粟市においても、これまで日本全国と同様に、介護状態の重度化・長期化が進んでいます。しかも、家族形態が多世代同居から核家族へと変容しているために、家族の介護機能が低下しただけでなく、高齢者の独居世帯や高齢夫婦世帯が増加しています。このように、高齢家族による高齢者の介護など、自宅での介護が困難な事例が増えており、それにともなつて施設サービスの利用希望者も年々増加傾向にあります。一方で市内の介護保険施設は満床が続いているために、常時入所待機者があるだけではなく、正式入所までに相当な時間を要する状況となっています。こうした状況は、家族にとっても大きな負担となっているため、今後、要介護者世帯への支援や在宅サービスの充実など、家族の介護機能向上に向けた取り組みが必要となつ

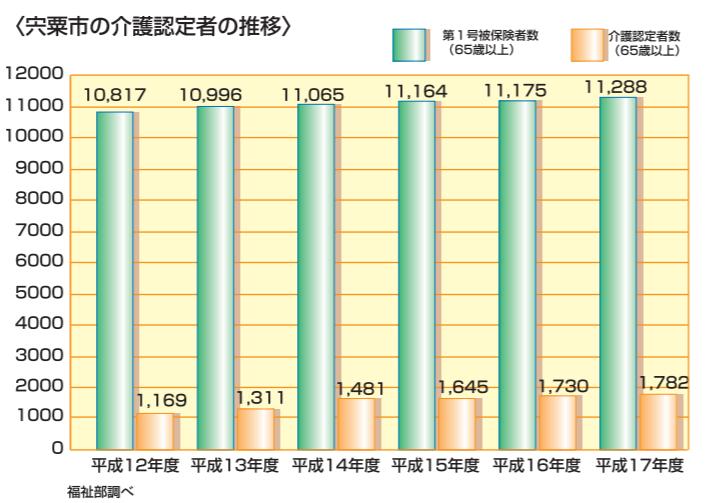
ています。

また、全国的に増えているといわれる高齢者虐待の問題についても、相談体制の確立など、関係機関との連携によるネットワークづくりが宍粟市においても必要となっています。

### 【基本方針】

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護を含む生活支援体制の充実を図ります。また、要介護者の増加防止対策として、生活習慣病の予防事業を若年層から実施し、あわせて、元気高齢者を対象とした地域における介護予防事業等を実施していきます。

さらに、関係機関と連携して、高齢者の虐待防止や早期発見のためのネットワークづくりを行います。



【用語解説】※認知症…脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、普通の社会生活が送れなくなつた状態をいう。

※若年層…15~24歳の男女をいう。

### 【施策の展開】

#### (1) 地域ケアシステムの構築

高齢者や介護を必要とする人が安心して相談やケアなどを受け、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、行政と地域医療の関係機関が連携して、地域包括支援センターを拠点とした地域ケアシステムを構築します。

#### (2) 予防重視型システムへの転換

要介護者の生活機能のチェックや訪問活動など、介護度の悪化や介護状態の重度化を未然に防ぐための地域支援事業(介護予防事業)を推進します。

#### (3) 高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者虐待の情報把握や相談システムの確立など、地域包括支援センターと関係機関が連携しながら、高齢者虐待防止に向けたネットワークづくりを推進します。

また、地域の特性に応じた居住系サービスの充実を図るため、認知症の人にも対応できる共同生活型の介護サービスや、家に居ながら受けのことのできる小規模で多機能な介護サービスなどの地域密着型サービスを展開します。

#### (4) 在宅サービスの充実

要介護者を含む高齢者が家庭や地域で暮らしやすい環境をつくるために、要介護者を抱える家族や介護者の負担軽減を図った在宅介護支援を充実していきます。

#### 【用語解説】

※地域ケアシステム…住み慣れた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携してサービスを提供するシステム(仕組み)のこと、介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業、虐待防止・早期発見、権利擁護、包括的・継続的マネジメント事業などを実行する。

※地域包括支援センター…高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点。

※地域支援事業…介護保険法の改正によって創設された地域包括支援センターを中心にして、お年寄りが「要介護・要支援状態」にならざるを得ないことを予防するとともに、「要介護・要支援状態」になつても住み慣れた身近な地域で自立した日常生活を行ふことが出来るよう支援する事業。

※認知症対応型共同生活介護…比較的の安定状態にある認知症の要介護者が、少人数(5人~9人)の家庭的な環境のもと共同生活を送る認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービスのこと。

※小規模多機能型居宅介護…通いを中心として、要介護者あるいは要支援者の態様や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスのこと。

※地域密着型サービス…介護保険法の改正により2006年4月から実施される、①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の6種類のサービスのこと。



## 第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり

### 【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念が一般化しつつある現在、障害のある人たちが、同じ地域社会の一員として共に暮らしていけるようになることが、重要な課題となっています。そこで、環境面における整備や地域づくりが急務となっています。

一方で、近年、心身障害児に加えて発達障害児など、療育指導の必要な児童が増加傾向にあり、こうした児童の早期発見、早期療育の重要性が増してきています。

また、児童においては、教育・医療・保健・福祉関係など、数多くの機関が連携して関わっていくことが、現在必要性を増してきています。さらに、成人期に至ると、社会参加や自己実現、生活基盤安定のための就労機会の確保などが課題となっています。

### 【基本方針】

障害のある人もない人も、住み慣れた地域社会で自立し、共に社会に参加し支え合う共生社会の構築を目指します。それを具体化するための第一歩として、障害のある人にもやさしい環境づくりを推進するとともに、それぞれの能力に応じた自立を実現するため、就労機会の確保や社会参加のための基盤整備を行います。

また、教育・医療・保健・福祉の連携体制を強化し、すべてのライフステージに応じた一貫性のある支援体制の構築に努めています。

### 【施策の展開】

#### (1) ユニバーサルデザインを基本とした 生活環境の推進

障害者の自由な外出と社会参加を妨げることのないよう、生活環境におけるバリアフリー化を推進します。

また、障害の有無にかかわらず、すべての人へやさしい、ユニバーサルデザインを基本とした生活環境の整備を推進します。

#### (2) 地域で共に暮らせるための 地域づくり・地域活動支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、各種障害者団体の活動や地域活動への支援を充実していきます。

#### (3) 療育・相談体制の充実と連携の強化

障害の予防・早期発見のために、妊娠婦・乳幼児を対象とした、健康診断・訪問指導などの母子保健施策を充実していきます。また、早期療育のための療育訓練の確保を行い、総合的な予防・治療・保育体制の整備を図ります。

さらに、教育・医療・保健・福祉の連携体制を強化し、すべてのライフステージに沿った支援体制の構築に努めます。

#### (4) 就労機会の確保と社会参加の促進

障害を抱えた人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市内事業所の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所などの関係機関と連携を密にしながら、

#### 【施策の体系】

#### 「地域」で共に暮らせるまちづくり

- (1) ユニバーサルデザインを基本とした生活環境の推進
- (2) 地域で共に暮らせるための地域づくり・地域活動支援
- (3) 療育・相談体制の充実と連携の強化
- (4) 就労機会の確保と社会参加の促進

一般就労の機会の確保に努めます。

また、一般就労の困難な障害者の自立に向け、<sup>\*</sup>通所授産施設などの事業所を通じて、就労機会と社会参加を促進します。



【用語解説】※通所授産施設…一般就労が困難な障害のある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。

## 第5節 児童福祉・保育環境の充実

### 【現状と課題】

少子化の進行、核家族化の進展や夫婦共働き世帯の一般化、ひとり親家庭の増加、あるいは地域社会における相互扶助機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、また、親が仕事と子育てを両立できるよう、地域社会が一体となって子どもと子育てを支援するまちづくりが必要とされています。

宍粟市では、現在15箇所の保育所で子育てを支援していますが、延長保育や乳児保育など、親の生活実態に応じた保育サービスを選択できる環境づくりが、今後さらに求められていくものと思われます。

また、子育て機能の低下は、親の育児不安やストレスを増大させ、児童虐待に繋がる恐れがあると指摘されています。このため、関係機関との連携により、子育て家庭に対する相談や助言体制を確立するとともに、子育て支援に関する情報提供を充実させ、保護者同士の情報交換ができる体制づくりが必要となっています。

### 【基本方針】

誰もが安心して子どもを生み育て、また、すべての子どもが心豊かに育っていくよう、保育環境や保育内容を整備・充実します。また、親の生活実態に応じた保育サービスの多様化や、地域における子育ての体制づくりを推進し、さらには、ひとり親家庭の自立に向けた支援体制を整えていきます。

【用語解説】※ファミリーサポートセンター…仕事を育児の両立のための相互援助活動を行う機関。



### 【施策の展開】

#### (1) 安心して家庭で子育てができる

##### 環境整備と家庭教育の重要性の再確認

保育所、幼稚園、学校、子育て支援センター等を活用した子育てに関する相談窓口の設置や学習の場の提供などを通じて、子育て支援体制の充実を図ります。

また、子育て中の親子の交流や集いの場を提供するだけでなく、そのネットワーク化を図ることで、子育て不安の軽減や地域で孤立することないように努めます。

さらに、子育て支援の拠点施設を整備し、  
\* ファミリーサポートセンター事業の拡充に努めます。

そして、家庭でのしつけや家庭教育の大切さ、命の大切さを親が再認識していくための取り組みを推進します。

#### (2) 仕事をしながら子育てができる

##### 環境づくりの整備

女性の社会進出などにより保護者のニーズも多様化しており、保育所定員の見直しや延長保育・障害児保育体制の充実など、保育環境の整備に努めるとともに、幼保一元化も視野に入れた検討を進めています。

また、授業終了後に家庭で保育を受けられない児童に対して、適切な遊びや生活の場を確保するために、学童保育による放課後児童対策を拡充します。

#### 【施策の体系】 児童福祉・保育環境の充実

- (1) 安心して家庭で子育てができる  
環境整備と家庭教育の重要性の再確認
- (2) 仕事をしながら子育てができる環境づくりの整備
- (3) 子育てボランティアの養成・支援
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### (3) 子育てボランティアの養成・支援

地域における子育て体制づくりの一環として、地域の人材養成講座や研修会の充実を図ります。

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携を強化し、すべての子どもが心身ともに健やかに育つていける体制整備を図ります。

#### (5) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うひとり親家庭の自立を支援するため、民生委員等との連携により的確な指導助言を行うとともに、真に支援を必要とする家庭の生活の安定を図るため、支援事業の拡充を図ります。

〈市内の保育所児童数の状況〉

1.公立

保育所名	年齢区分	児童数	保育所名	年齢区分	児童数	保育所名	年齢区分	児童数
				5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児
戸原保育所	5歳児	16	一宮南保育所	5歳児	1	公立	5歳児	48
	4歳児	15		4歳児	2		4歳児	48
	3歳児	7		3歳児	14		3歳児	66
	2歳児	6		2歳児	10		2歳児	45
	1歳児	4		1歳児	2		1歳児	22
	0歳児	2		0歳児	0		0歳児	5
	計	50		計	29		計	234
城東保育所	5歳児	14	一宮北保育所	5歳児	1		5歳児	13
	4歳児	13		4歳児	0		4歳児	14
	3歳児	14		3歳児	10		3歳児	20
	2歳児	13		2歳児	7		2歳児	15
	1歳児	2		1歳児	6		1歳児	8
	0歳児	2		0歳児	1		0歳児	1
	計	58		計	25		計	69
かしわの保育所	5歳児	15	道谷保育所	5歳児	1		5歳児	11
	4歳児	18		4歳児	0		4歳児	12
	3歳児	19		3歳児	2		3歳児	14
	2歳児	9		2歳児	0		2歳児	19
	1歳児	8		1歳児	0		1歳児	10
	0歳児	0		0歳児	0		0歳児	3
	計	69		計	3		計	69

福祉部調べ

2.私立

保育所名	年齢区分	児童数	保育所名	年齢区分	児童数	保育所名	年齢区分	児童数
				5歳児	4歳児			
聖母保育園	5歳児	11	みのり保育園	5歳児	13	千種杉の子保育園	5歳児	0
	4歳児	14		4歳児	15		4歳児	5
	3歳児	20		3歳児	14		3歳児	12
	2歳児	15		2歳児	6		2歳児	6
	1歳児	8		1歳児	6		1歳児	5
	0歳児	1		0歳児	0		0歳児	2
	計	69		計	54		計	30
若葉保育園	5歳児	13	段ちびっこえん	5歳児	2	私立	5歳児	81
	4歳児	15		4歳児	4		4歳児	99
	3歳児	16		3歳児	10		3歳児	129
	2歳児	14		2歳児	5		2歳児	99
	1歳児	10		1歳児	1		1歳児	64
	0歳児	1		0歳児	1		0歳児	12
	計	69		計	23		計	484
くりのみ保育園	5歳児	11	一宮ひかり保育所	5歳児	10		5歳児	10
	4歳児	12		4歳児	14		4歳児	14
	3歳児	14		3歳児	18		3歳児	18
	2歳児	19		2歳児	14		2歳児	14
	1歳児	10		1歳児	11		1歳児	11
	0歳児	3		0歳児	2		0歳児	2
	計	69		計	69		計	69
ののはな保育園	5歳児	12	波質みどり保育園	5歳児	9		5歳児	9
	4歳児	10		4歳児	10		4歳児	10
	3歳児	8		3歳児	17		3歳児	17
	2歳児	9		2歳児	11		2歳児	11
	1歳児	6		1歳児	7		1歳児	7
	0歳児	1		0歳児	1		0歳児	1
	計	46		計	55		計	55

福祉部調べ

## 第6節 地域福祉の充実

### 【現状と課題】

宍粟市では現在、少子高齢化が進行する一方で、女性の社会進出や都市化・核家族化が進展し、それに歩調を合わせるように婦人会・老人クラブなど地区組織への加入率が低下しています。そのため、かつて家族や地域が持っていた相互扶助機能が低下してきています。

これまで、自治会・婦人会などの地縁を中心とした組織が活動エリアごとに相互扶助機能を担ってきましたが、市内においても地域間でその特性が異なってきており、福祉ニーズも多様化してきており、これらに十分対応していくためには、従来の公的サービスと地縁団体に加え、地域を問わず活動しているNPO法人やボランティアを含めた多様な担い手の参画と連携が必要となっています。

また、それぞれの地域には、行政・福祉サービス事業者や施設をはじめ、企業や様々な活動を行っている地域団体や個人がありますが、それらの団体等が自主的に交流している場合を除くと、情報や活動に関する繋がりがなく、効果的・効率的な活動を行えないことが課題となっています。今後、市民のコミュニティ活動への参画と協働を推進していくためには、活動に対する情報提供や連携体制の強化が必要となります。

さらに、今後の少子高齢化社会に対応していくためには、「支え手」として的一般市民と受益者との相互理解を広く図っていくことが必要であり、これらの相互理解や意識の共有を図る場として、学校のみならず家庭や地域

社会においても生涯学習の場の確保と相互のネットワーク化が重要となってきます。

### 【基本方針】

行政と社会福祉協議会などが連携しながら、広く市民に対して地域団体や地域福祉活動等への理解と参画を促す一方で、地域福祉活動間の連携や調整を図り、資源の開拓に努めます。

また、各地域の団体や住民の連帯感の充実を目指して、効果的な地域福祉を推進します。

さらに、支え手と受益者との相互理解を促進するため、体験学習を含めた福祉教育の充実に努めます。

### 【施策の展開】

#### (1) 地域コミュニティづくりの促進

かけがえのない一人ひとりを大切に思う心や、地域で共に生きる心を育むために、広報誌等による啓発活動を積極的に行うほか、自治会や婦人会など各種団体の組織や連携の強化を図ることを通じて、相互扶助意識の大切さを呼びかけます。

また、市内のボランティア活動が活発に展開されるよう、活動に関する現状把握に努めるとともに、市ボランティアセンターにおける活動支援や、地域支援ネットワークを拡充することを通じて、ボランタリー活動の支援充実を図ります。

さらに、支え手である市民と受益者との間のネットワーク化を図ることにより、相互理

解や意識の共有を促進するとともに、体験学習を実施するなど、地域福祉に対する理解を深める取り組みを展開します。

#### (2) 地域福祉拠点施設の整備推進

地域福祉活動の総合調整や活性化を図るために拠点施設を整備し、市民相互の協力体制を築くとともに、市民主導による運営体制づくりを進めます。

#### (3) 福祉団体の活動支援

ボランティア・NPO団体など、市民団体の活動支援を推進するとともに、社会福祉協議会が実施している小地域福祉活動の充実を図ります。

